

国総政第100号

国道企第97号

平成21年4月1日

都道府県知事
指定市長 } 殿

国土交通省 総合政策局長

道路局長

地域活力基盤創造交付金について

平成21年度より創設される地域活力基盤創造交付金の交付に関し、下記のとおりお知らせします。なお、当該交付金に関し、現在も地方公共団体から要望を頂いているところであり、これらを踏まえ交付の細目について検討を速やかに進め、下記を含め本年4月中に改めて通知する予定です。

また、廃止される地方道路整備臨時交付金の継続事業の執行及び地方における現下の厳しい経済情勢に対する取り組み等に支障が生じないよう、平成20年度に地方道路整備臨時交付金等により実施していた事業について、地方公共団体が地域活力基盤創造交付金により平成21年度の事業継続を要望する場合は、地方公共団体の要望を確認の上、地域活力基盤創造交付金の一部を先行して配分するよう措置する予定です。これ以外の事業に対する地域活力基盤創造交付金の配分は、地方公共団体が地域活力基盤創造計画を作成する期間を確保した上で行う予定です。

なお、貴管内市町村（指定市を除く。）に対しても、周知方お願いします。

《下線部は、都道府県知事宛のみ記載》

記

第1 目的

地域活力基盤創造交付金は、地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、地域の活力の基盤を創造することを目的とする。

第2 定義

一 地域活力基盤創造交付金

地域の活力の基盤を創造するため地方公共団体が作成した道路を中心とした社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「地域活力基盤創造計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この通知に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

地域活力基盤創造計画に記載された、第4に掲げる事業等（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 交付金事業者

地域活力基盤創造交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

第3 交付対象

地域活力基盤創造交付金の交付対象は、地方公共団体とする。

第4 交付対象事業

交付対象事業は、地域活力基盤創造計画に記載された、次に掲げる事業等で、一定の地域において一体的に行われる必要のある複数の事業等により構成されるものとし、交付対象事業には1以上の地方道路整備事業を含むものとする。

一 地方道路整備事業

地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業及び市街地再開発事業を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）

第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第11条に規定する降灰の除去事業であつて、次に掲げる基準に適合するもの（交付対象事業の全体事業費に占める地方道路整備事業に係る事業費の合計額の割合は、自由に設定できるものとする。）

- イ 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること
- ロ 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること

二 関連事業

地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

イ 関連社会資本整備事業

地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第2号から第13号までに掲げる事業（維持に関する事業を除く。）

ロ 効果促進事業

地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（ただし、次に掲げるものを除き、建築物の整備に係るものにあつては、道路の交通の安全と円滑化又は道路整備に伴い実施する沿道の環境の改善を目的とする公共施設等の整備に限り、行事、催事等に係るものにあつては、社会実験として行うものに限る。なお、効果促進事業に係る事業費の合計額は、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。）

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等

第5 交付限度額

交付対象事業に対する地域活力基盤創造交付金の交付額は、次に掲げる割合を用いて算出した額を超えないものとする。

- 一 地方道路整備事業 原則として5.5/10（財政力に応じて最大7/10）ただし、除雪に係る事業又は降灰の除去事業にあつては、それぞれ積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法又は活動火山対策特別措置法に規定する補助の割合

二 関連事業

- イ 関連社会資本整備事業 5/10（ただし、国の負担又は補助について

て個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合)

- ロ 効果促進事業 5.5 / 10 (財政力に応じて最大7 / 10) ただし、国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合

第6 地域活力基盤創造計画の提出

地域活力基盤創造交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体は、地域活力基盤創造計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。

第7 経過措置

「地方道路交付金事業（地方道路整備臨時交付金）について」（昭和60年6月17日付け建設省都街発第17号・建設省道企発第25号）2の1）に規定する整備方針（以下「整備方針」という。）において地方公共団体が対象事業とした道路事業について、第4第1号に規定する地方道路整備事業として地域活力基盤創造交付金を充てて実施しようとする場合には、当該対象事業が記載された整備方針の提出をもって、第6に規定する地域活力基盤創造計画の提出とみなす。